

副首都法案を巡る議論の状況

「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」 (仮称) 骨子案

令和8年3月31日、与党の実務者協議において、副首都法案骨子案について合意

<出典:日本維新の会ホームページ>

I 目的・定義

- 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模災害に備え、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、多極分散型経済圏の形成を通じた経済成長に資することを目的とする。
- 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能のうち中枢的なものをいう。
- 「首都中枢機能代替地域」
 - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の一部を代替する機能を担う地域
 - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域
 - 【政令イメージ】首都直下地震緊急対策区域及び富士山の火山災害警戒地域のいずれにも該当しないこと
- 「副首都」
 - 【定義】大規模災害時に一定期間、首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとともに、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能をも担う道府県
 - 【要件】東京圏との同時被災の可能性が低いこと(首都中枢機能代替地域と同様)に加え、次のいずれにも該当する地域を含むこと(道府県の申出に基づき内閣総理大臣が指定)
 - ① 政治及び行政の中枢機能を代替する機能を発揮するため、国の行政機構の立地の状況について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】国の出先機関について、一定の出先機関の立地
 - ② 経済及び人口の集積の状況について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】経済集積(県内GDPが一定規模)、人口集積(一定規模の人口)
 - ③ 副首都が担う機能を十分発揮するために必要な地方行政体制について政令で定める要件を備えること。
 - 【政令イメージ】①「政令市+県」(連携協約等)、②特別区の設置 ※ 制度化された場合は、「特別市」

「国家社会機能継続性確保施策の推進及び副首都の整備に関する法律案」 (仮称) 骨子案

<出典:日本維新の会ホームページ>

2 基本方針、基本的施策等

- 政府において総合的かつ効果的な推進を図るための基本方針を策定。
- 基本方針の実施に必要な場合、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に対して必要な勧告をできる。
- 副首都が指定されたときは、副首都ごとの整備方針を定める。その際、副首都の長の意見を聞き、その意見を尊重しなければならない。
- 「首都中枢機能代替地域」
事業者等によるバックアップ投資促進のため、必要な税制上の措置の整備その他の必要な施策を講ずる。
- 「副首都」
上記に加え、首都中枢機能の代替のための拠点の整備、都市機能の増進に寄与するまちづくりの推進、規制緩和、民間投資の促進に必要な税制上の措置等の施策を講ずる。
- 政府は副首都の整備その他首都中枢機能代替地域の整備に必要な法制上・財政上・税制上の措置を講ずる。

3 本部

内閣に、「国家社会機能継続性確保施策・副首都整備推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を置く。

4 附則

- この法律は公布後3か月以内で政令で定める日から施行する。
- この法律の施行の日から令和12年度末までの約5年間、関連施策を集中的に推進する。
- 副首都が名称変更を希望する際の住民投票等の手続等について定める大都市法の改正を行う。